



Takanori &lt;grapejuic@gmail.com&gt;

## 労災申請につきまして

web\_hoken <web\_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>  
To: web\_hoken <web\_hoken@town.hakone.kanagawa.jp>

2022年9月22日 17:19

野田頭 宜教 様

箱根町保険健康課です。  
お忙しいところメールにて失礼いたします。  
また、返信不要にも関わらずご連絡してしまい申し訳ございません。

労災申請に伴う返金について  
申請するには治療した一連の書類が必要なため、先日通知をさせていただきましたが、  
整形外科で処方された 「薬局（3ヶ所分）の領収書」はありますでしょうか？  
お手元にございましたら、お手数ですが提出をよろしくお願ひします。

なお、領収書がない場合はご連絡ください。

また、時効につきましては、「7割分を町へ返金した時点から2年」と  
聞いておりますが、詳細につきましては労働基準監督署へお問い合わせください。

----- Original Message -----

>> From: Taka.N <grapejuic@gmail.com>  
>> To: web\_hoken@town.hakone.kanagawa.jp  
>> Date: 2022-09-22 14:47:03  
>> Subject: Re: 労災申請につきまして  
>>  
>> 箱根町役場  
>> 福祉部/保険健康課  
>> 労災担当者様  
>>  
>> お世話になっております。野田頭 宜教です。  
>>  
>> 先日、弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会保険労務士 小木曾裕子氏の解任をご連絡させて頂きました。  
>> 別の社労士の方を立てると言う事でした。  
>>  
>> しかし、いくつかの弁護士提携の社労士の方に相談した所、  
>> 「紛争の可能性のある申請内容は弁護士以外行えない。」という事実を新たにやり取りしている社労士さんから伺いました。  
>> つきましては変わりの代理人の変更については社労士ではなく弁護士を労災申請として立てさせていただきます。  
>>  
>> また、箱根町には修正していない内容を、  
>> 労働基準監督署には社会保険労務士の小木曾自身が資料に変更を加えて提出している為、  
>> 違法性のある申請内容なのかどうなのかわかりません。  
>>  
>> 「紛争に関する申し立て等の情報開示は弁護士以外行えないとの事で、やり取りした内容で、  
>> こちら側の情報は小木曾自身は共有していますが、私の方で2・3度確認しても開示していませんでした。  
>> その職業上必要なこう言う理由で教える事はできませんと、私自身知らなかった為です。  
>>  
>> もう、申請の方は行っているので違法性を問われれば仕方がない、

>> 甘んじて裁判等は受けます。メールの見落としや、契約書に記載があって忘れていたらこの限りでは無いです  
が。

>>

>> ですが、通常通りやり取りをしていて、明確な違法性を明言するわけでもなく通常通り、  
>> 内容をやり取りしていて、町や労働基準監督署が執拗に申請を行うかを問うてきたのは紛れもない事実です。

>>

>> 本申請の違法性は別として、申請自体は妨害を受ける様な謂れはないはずです。

>> ですので、弁護士を今選定しており、申請を継続させる意向です。

>>

>> ですので、いきなり弁護士が連絡してきたなどと驚かれないとください。

>>

>> 直前のやり取りでも、内容について違法性があるのかどうか？どの部分についても知り得ず、  
>> また、依頼主に告知がなかった為、今後の申請等について信用が肝心となるやり取りで、  
>> 弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会法権労務士及び弁護士が代理人に立つ事は一歳ございません。

>>

>> また、正式に弁護士が依頼が決まり次第、今回の一連の行動含めて、代理人が行う予定です。

>>

>> 何卒、よろしくお願ひいたします。

>>

>> 返信は先日同様に不要です。

>>

>> 2022年9月21日(水) 16:57 Taka.N <[grapejuic@gmail.com](mailto:grapejuic@gmail.com)>:

>>

>>> 箱根町役場  
>>> 福祉部/保険健康課  
>>> 労災担当者様  
>>>

>>> お世話になっております。野田頭 宜教です。

>>> 日々、業務にてお忙しい毎日を送られていると思われます。

>>>

>>> 勤勉に働く方に関してはこの上なく迷惑な内容となります、  
>>> 私、野田頭 宜教が只今、強羅花壇の労災申請を社会保険労務士 小木曾  
>>> 裕子を代理人としてたてさせて頂きましたが、通常の業務遂行が難しいとの事でこの度、途中から代理人として労災申請を行う社会保険労務士の先生が変わる予定です。それまでは現、代理人の社会保険  
>>> 労務士 小木曾 裕子より手続きを進める予定です。

>>>

>>> また、労災申請の担当の方や小田原労働基準監督署の方におかれましては、  
>>> 慣れない業務の為、業務が進まないと思われます。

>>> ですが、私自身が直筆での書類作成を求めるなど、社労士の方と話しましたが、  
>>> 時間稼ぎとも取れる行動が目に余ると思いこの度、この様な連絡をするに至りました。

>>>

>>> つきましては、このまま申請自体は全て時効を迎えて、  
>>> 申請そのものが無かったという事態に陥る様であれば、社会保険労務士 小木曾  
>>> 裕子より頂いた、全ての行動記録が記載されているわけではありませんが、それでも大まかな目安になると思  
っています。

>>>

>>> その書類ややり取り内容を、県の窓口、それと付随して行政申し立てを、公の所にてその行動の妥当性を含め  
た是非を正式に取ろうと思っております。

>>> 今後の対応を正式にその上の行政に代理人を立てるか思案中ですが視野に入れております。

>>> その為、私を含めた全ての方の個人名等が公開されますのでご承知おき下さい。

>>>

>>> 日々、必死に働いている方に関しまして、お目汚しとも取れる内容となる事、  
>>> 深くお詫び申し上げます。

>>>

>>> 尚、私自身は本来ある制度をそのまま利用しているだけとの認識です。

>>> 何卒、返信が無いなどの事が行動記録が残っておりますが通常通り業務の遂行をお願いいたします。

&gt;&gt; &gt;

&gt;&gt; 尚、当メールに関して返信は不要です。

&gt;&gt; &gt;

&gt;&gt; &gt;

&gt;&gt; &gt;

&gt;&gt;